傷害保険「個人賠償責任補償特約」改定のお知らせ

この度、弊社では、本日より傷害保険にセットされる「個人賠償責任補償特約」における被保険者の取扱いについて、下記のとおり改定を実施いたします。

記

1. 改定概要

被保険者が責任無能力者であった場合の取扱いを次のとおり変更いたします。これにより、被保険者の範囲が拡大することとなります。なお、本改定による保険料の変更はございません。

今までは、事故発生時点で被保険者(補償の対象となる方)が責任無能力者*1であった場合、 その被保険者は賠償責任を負わないため保険金をお支払いすることができませんでした。

改定後は、被保険者が責任無能力者であった場合には、その責任無能力者の親権者等^{※2}(監督する義務を負う方)が責任を負うことで被った損害に対し保険金をお支払いいたします^{※3}。

- ※1 一般的には12歳くらい(小学校卒業程度)までの未成年者や心神喪失者などを指します(民法上)。
- ※2 親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。
- ※3 その責任無能力者が事故により他人に損害を与えたことにより、親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

改定の詳細につきましては、重要事項説明書、普通保険約款・特約をご確認いただくか、弊社までお 問い合わせください。

(注) 改定後の重要事項説明書、普通保険約款・特約集は3月1日より弊社ホームページに掲載いたします (予定)。それまでは、次ページの「特約新旧対比表」をご参照ください。

2. 対象商品等

(1) 対象商品・プラン

/ 別外間間 フラン	
商品	プラン
My スマート保険 [正式名称: スタンダード傷害保険]	【販売中のプラン】 ・ゴルフプラン ・ 100 円自転車プラン ・ ゴルフプラン ・ 新自転車ワイドプラン ・ ランナーズプラン (個人タイプのみ) ・ スポーツプラン ・レジャープラン ・ るポーツプラン
	・開業記念自転車プラン ・自転車ワイドプラン ※上記の他、『個人賠償責任補償特約』および『本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)』がセットされたプランが対象となります。
My スマート保険 once [正式名称:国内旅行傷害保険]	全プラン ※『個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)』がセットされたプランが対象となります。

(2) 対象となるご契約

2012年2月23日以降を保険期間の初日とするご契約

- (注1) 既に契約締結手続きがお済みのご契約についても対象となります。
- (注2) 2012 年 2 月 22 日以前を保険期間の初日とするご契約につきましても、2012 年 2 月 23 日以降 に発生した事故については上記 1. の改定を反映し、保険金をお支払いいたします。

■ 本件に関するご照会窓口

au 損保 お客様サポートデスク	0800-700-0600 (通話料無料)
	受付時間:9時~21時(年末年始を除く)

▶ スタンダード傷害保険 本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)

※ 変更された条文のみ抜粋し掲載しています。

改定前 本人のみ補償特約 (個人賠償責任補償特約用) 本人のみ補償特約 (個人賠償責任補償特約用) 第2条 [被保険者-補償の対象となる方] 第2条 [被保険者-補償の対象となる方] 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約 (以下 (1) 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第 「賠償特約」といいます。) 第3条[被保険者-補償の対象と 3条[被保険者-補償の対象となる方](1)の規定にか なる方]第1項に規定する被保険者のうち、本人のみを被保 かわらず、本人のみを被保険者とします。 険者とします。 (2) 本条(1)の被保険者が責任無能力者の場合には、 の者の親権者等(注)を被保険者とします。ただし、当 会社が個人賠償責任保険金をお支払いするのは、その責 任無能力者が個人賠償責任補償特約第2条[保険金をお 支払いする場合]①または②のいずれかに該当する偶然 な事故により他人に加えた身体の障害または財物の損 壊もしくは紛失について、親権者等(注)が法律上の損 害賠償責任を負担することによって被った損害に限り ます。 (注) 親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。

(注) 個人賠償責任補償特約に変更はありません。

▶ 国内旅行傷害保険 個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)

改定前

※ 変更された条文のみ抜粋し掲載しています。

個人賠償責任補償特約 (国内旅行傷害保険用) 個人賠償責任補償特約 (国内旅行傷害保険用) 第2条 [保険金をお支払いする場合] 第2条 [保険金をお支払いする場合] (1) 当会社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約第2条「保 険金をお支払いする場合]の旅行行程(注1)中に日本 国内において発生した偶然な事故(注2)により、他人 (注3)の身体の障害または他人(注3)の財物の損壊に ついて、法律上の損害賠償責任を負担することによって 被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約 および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金 (注4)をお支払いします。 (注4)をお支払いします。

- (注1)以下「旅行行程」といいます。
- (注2)以下「事故」といいます。
- (注3)被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (注4)以下「保険金」といいます。
- (2) 当会社は、本条(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第 2条(2)に規定する場合において、被保険者が、日本 国外において旅行行程中に発生した事故により、他人の 身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠 償責任を負担することによって被った損害に対しても、 保険金をお支払いします。
- (1) 当会社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約第2条「保 険金をお支払いする場合]の旅行行程(注1)中に日本 国内において発生した偶然な事故(注2)により、他人 (注3)の身体の障害または他人(注3)の財物の損壊に ついて、法律上の損害賠償責任を負担することによって 被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約 および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金

改定後

- (注1)以下「旅行行程」といいます。
- (注2)以下「事故」といいます。
- (注3)被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (注4)以下「保険金」といいます。
- (2) 当会社は、本条(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第 2条(2)に規定する場合において、被保険者が、日本 国外において旅行行程中に発生した事故により、他人の 身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠 償責任を負担することによって被った損害に対しても、 保険金をお支払いします。
- (3) 本条(1)または(2)の被保険者が責任無能力者の場合 は、その者の親権者等(注)を被保険者とします。ただし、 当会社が保険金をお支払いするのは、その責任無能力者 が本条(1)または(2)に掲げる旅行行程中に生じた偶然 な事故のいずれかにより他人に加えた身体の障害または 財物の損壊について、親権者等(注)が法律上の損害賠償 責任を負担することによって被った損害に限ります。
 - (注) 親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。